

令和5年度 第1回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)7月26日(水曜日)
午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県大津合同庁舎7-D会議室
- 3 出席委員
会場出席 石野委員、岡本委員、加藤委員、川本委員、木村隆委員
木村寛子委員、崎山委員、谷口委員、田村委員、増田委員
山根委員、山本委員
オンライン出席 馬場委員、堀尾委員
(五十音順、敬称略)

4 内 容

(1)開会

(2)議題1 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて

議題2 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の
検討状況について

議題3 その他(滋賀県障害者文化芸術活動推進計画)

(3)閉会

5 議事概要

(1)開会

○大岡健康医療福祉部長からあいさつ

○各委員から自己紹介とあいさつ

○委員の互選により田村委員を会長に選出

(2)議題

議題1 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて

(会長)

それでは、次第に従って議題を進めてまいりたい。まず議題1、滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて、事務局から説明願う。

(事務局)

○資料1-1および資料1-2に基づき説明

(委員)

簡単な質問からさせていただく。先ほどのプランの見直しのスケジュール案について、分野ごとのワーキングチームの会議を開くということだが、メンバーはどのように選ばれるのか。こちらの施策推進協議会の委員が出席するのかどうか、その辺りをお聞かせいただきたい。以前、推進委員をしていた際にもワーキングチームに入ったことがある。参考までに、その辺りをお聞きしたい。

(事務局)

資料1-2の4ページに各分野の協議に適した既存の協議体を記載している。基本的にはワーキングチームに加えて既存の協議体を活用して協議を行う予定をしている。「会議等の名称」に記載のある委員会の構成でそれぞれの話をまとめていくことを考えている。

(委員)

ワーキングチームのイメージは理解できた。次に意思疎通支援のところ。意思疎通支援の専門部会で議論が3回あったが、それで終了ということなのか。今後、専門部会とは別にワーキングチームを作るということか。その辺りを教えていただきたい。なぜかと言うと、昨年5月、国で障害者情報コミュニケーションアクセシビリティ施策推進法ができた。それに関連して厚生労働省の方でも、情報コミュニケーションに関しては重点項目としている。その辺りをどのように考えておられるか教えていただきたい。

(事務局)

意思疎通支援に関しては、今現在検討している手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会の場をワーキングとして活用している。先般6月19日に既に会議を開いており、その席上でプランに関するご意見をいただいているので、それをもって意思疎通のワーキンググループとしては終了させていただくということを考えている。

(委員)

終了したと判断されたとのこと、専門部会とは別にワーキングチームを他の意思疎通支援に係わる団体とかも加わっていただいていた方がよいという意見である。

(委員)

資料2-1の一番上にある「障害者差別の解消と障害者理解の促進」に記載のある研修は、具体的にどのような内容をお考えか。

(事務局)

研修としては、広く障害者差別解消法、もしくは県の障害者差別のない共生社会づくり条例の内容を交えて、合理的配慮などを合わせた総合的な内容を出前講座という形を実施している。出前講座の依頼をいただいた相手方の話を聞きながら、より依頼者の希望に沿った内容で説明をさせていただいているところ。

(委員)

出前講座とはどのような講座なのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

(事務局)

昨年度開催した場所として、例えば市役所もしくは中学校また地域の自治会、高校、警察、不動産関係の業者に対して説明をさせていただくなど、広く多岐にわたり周知をさせていただいている。

(委員)

今の関連であるが、出前講座に当事者も入っているか。

(事務局)

当事者というのは、「出前講座を受けられる方が」ということでよいか。

(委員)

行く方の講師として。

(事務局)

当事者の講師もあり、実際に昨年度も行っていた。

(委員)

質問ではなく、意見・提案を。6項目ある。あまりややこしい話ではないのが、資料1-1の重点的取組一覧の一つ目、「障害者差別の解消と障害者理解の促進」のところの、「課題、今後の方向性」についてです。ここに書いていないこととして、例えば手をつなぐ育成会で疑似体験等をされているし、大津の会とか、育成会で分かりやすいパンフレットも作られたりしている。そういった草の根で広がっている取り組みについて、既に県

も応援していると思うが、よい事例であるので、そういったこともここに方向性として記載していくことがまた広がることにつながると思う。

二つ目はその下の「権利擁護の推進」。それから1ページの一番下の「地域生活を支える相談支援体制の充実」。ここは、例えば、中核機関の設置であるとか相談支援専門員のさらなる育成ということが書いてある。いずれも、それが大事な方向性であることは確かだが、例えば運営予算の問題、それから相談支援専門員については、専門員の養成というよりは、相談支援事業所を受けてやっていかれるところが増えていかないのではないか。これもやはり運営経費のことが大きいと思うが、現実にもそういう課題をもっているのでは、直接的には書けないと思うが、認識として書いていただく方がいいかと思う。

最後に重点的取組一覧の3ページ目の一番下に「滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進」とある。これは県の社協の事業に関わってくることだが、今県が作られた事業として、県と県社協でやっている事業として、滋賀の福祉人研修。これは、福祉のすべての分野、障害、高齢、児童、保育、それから社協も含めてすべての分野で働く福祉人が共通に学んで育っていこうという研修が、滋賀オリジナルで始まっているので、そういったことはぜひ今後、方向性に書いていただけるといいと思う。

(委員)

バリアフリー化のところで、駅のバリアフリー化率、乗客1日 3,000 人以上という数字があるが、滋賀県には、3,000 人以上利用される駅がどのくらいあるか。何を基準にした 3,000 人なのか。1日の乗客数 3,000 人以上というのは、おそらく国の基準だと思うが、滋賀県にあてはまる駅はなかなか少ないのではないかと思うので、もう少し滋賀県に応じた数字を教えてください。

(事務局)

申し訳ないが、ただ今持ち合わせている数字がないため、調べさせていただくということでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

資料1-1の2ページ目の発達障害のある人への支援の充実について、若干抽象的な意見と言うか質問になるかも知れないが、令和5年度目標・指標のところで発達障害者支援センターによるコンサルテーションが750件、これは多分市町の発達支援センターへのコンサル的な事かなと思うが、一次、二次、三次支援を、重層的な支援体制を構築

していくために、まずは一次の段階でしっかり受けて、丁寧に聞き分けて二次、三次と連携をとっていくことが重要かと考えている。そう考えると、実績にもカウントされている一次支援機関、二次支援機関へのコンサルテーション以上に、一次の現場の人間を増やす。さらに言えば、現場の支援員の給与であるとか人員体制の拡充を直接支援する方が効果的と言うか、より求められているのではないかという気がするが、その辺りをどのような考えで施策を進めているか聞かせていただきたい。

(事務局)

発達障害については、市町の一次支援機関、圏域ごとの相談支援事業所等の二次機関、発達障害者支援センターの三次支援機関で重層的に相談に対応し、できるだけ身近な相談は一次で、困難な事例等については二次支援機関、三次機関が支援しながら重層的に支援していくことは間違いないが、確かに市町等の発達支援室等の人員の不足等は課題にはあると考えている。ただ、具体的に一次の機関の人員や給与を増やすといったことは、検討してなかなか支援ができないところではあるが、できるだけ市町で支援する対象の方を、これまでであれば子どもだけ、というふうに対象が限られていた市町もあったが、成人の方も対象にさせていただくなどといったふうに、対象を広げていただいたり、市町の職員さん等自身の相談にのる対応力を向上していただくための研修等を広く受けていただけるように発達障害者支援センターに人材育成を進めているところ。

(委員)

なかなか給与のこととか直接的に人件費を支援する、助成するということは難しいと思うが、今お答えいただいたように、そこは結構各市町の共通の課題ではあるかと思うので、県の方でも引き続き検討していただければと思う。

続けて、二つ意見を申し上げたい。資料1-1の5ページ目の一番上の「雇用の場の確保および拡大」について、これも資料の方だけなのかも知れないが、職場開拓による雇用の場の充実はとても重要だと思うが、どれだけ職場を開拓したかや、実際に雇用の場に結び付いたところも含めて、開拓数みたいなものを、実績なり目標数として設定する方が自然かと思うが、これは設定しないものなのか。

(事務局)

障害者雇用について前向きに検討していただいている企業はたくさんあるかと思っている。開拓する中で、将来的に会社内の体制が整えばやっていくというようなお話をいただくような企業もあり、たちまち障害者雇用自体につながっていくという企業を把握するというのはなかなか難しいところがある。たちまち雇用につながっていくところについては、障害者雇用を実施しているところのパーセンテージを書かせていただいて

いるので、ここで把握させていただいて、先駆けに向けて取り組んでいただけたところも含めて開拓には当たっていきたいということで、開拓数自体を提示させていただく予定はない。

(委員)

資料1-1の4ページ一番下の「教育と福祉の連携推進」について、「実績・成果・評価」のところと、その後の「課題、今後の方向性」の関連についてお聞きしたい。「今後の方向性」で、「学校と障害児通所事業所等との関係は構築されてきている」とあるが、これはそうでもないと考えていて、その前の実績評価のところでも特別支援学校の対象者の様子を見学するという実例が載っているが、それは素晴らしいことだと思う。ただ、特別支援学校ではなくて、地域の学校と、障害児通所事業所等との関係はまだあまり構築されてきていないとの印象をもっていて、要は今後の方向性のところで「学校」とあるのは「特別支援学校」と記載した方が誤解は少ない。我々の認識からするとそちらの方が正確かと思うが、そちらの記載方法についていかがか。

(事務局)

御指摘のとおり特別支援学校の方はたくさんあるが、市町の学校についてはまだできていない部分かと思うのでこれから検討していきたい。

(会長)

質問・意見についてはここまでとさせていただく。事務局にはただいまの御意見や議論を踏まえ検討いただくようお願いする。

議題2 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討状況について

(会長)

議題2に移る。手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討状況について専門部会委員長の委員から説明願う。

(委員)

○資料2-1に基づき説明。

(会長)

事務局の方から補足はあるか。

(事務局)

今後のスケジュールについてだけ、少し説明を加えさせていただく。本日こういう形で専門部会での御意見を取りまとめ、状況を報告させていただいた。この場で施策推進協議会の皆さんの御意見もいただいたうえで、9月の県の常任委員会の方で報告をさせていただいて、常任委員会終了後、パブリックコメントということで県民のみなさんのご意見もさらにいただき、12月の県議会でこの条例案を成立させていただきたいと考えている。

(会長)

ただ今の専門部会からの議論状況と最終的な結論というか、結果と今後のスケジュールについて事務局から説明があったこと等含め、質問や御意見等を伺いたい。

(委員)

これから私が話す時間が10分くらいかかるがよろしいか。

(会長)

他の委員さんから手が挙がらなかったのも、まず口火をきっていただくということでお話いただきたい。

(委員)

当日資料として「委員の良識に訴える」をお配りしている。条例(案)を巡る問題として、私としての意見を申し上げたい。先ほど、委員から報告があった。専門部会では結局のところ結論に至らなかった。こちらからボールを投げたが、こちらにまたボールを投げ返された形となっている。以前も同じように投げ返されたことがあったと思う。小委員会でもまとまらなくて、ボールをこちらの推進協議会に投げ返されて、また専門部会に投げられ、その繰り返しになっていたと思う。私からの意見を説明させていただく前に、滋賀県障害福祉課事務局からの説明を受けた後、改めてホームページを調べてみた。令和4年度第一回の障害者施策推進協議会が今年の3月23日に開催されたかと思うが、その議事録が見当たらなかった。おかしいと思い、普通であれば、議論が終わって30日以内にホームページに議事録が公開される。必ずしも30日以内でなくても、そのような努力義務というか、できるだけ1か月以内に公表するということになっているかと思う。私は議事録の公開を期待していたけれども見当たらなかった。なぜかわからないが、昨日、推進協議会の議事録がホームページにアップされていて、あれと思った。今まで推進協議会での議論後に公開されたのは、今まで見てきた中で長くても3か月以内だった。短ければ20日間でアップされていました。でも今回は4か月经っている。ちょっと長いなと思っている。このような状態では、皆さんに正しい情報がわたらないのではな

いかと懸念する。また、第4回の滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会が6月19日に開かれたが、その議事録も、今朝9時半にホームページを見たが、その時点ではまだ載っていなかった。事情があるかと思うが、そういった状況である。私が調べて、今までの情報を集める中で、こういう整理をさせていただいて、こういう状況だということである。次に3ページに移る。専門部会を第1回から今までずっと傍聴させていただいている。会長や委員長を除いて、状況をずっと傍聴して知っているのはおそらく私だけだと思う。傍聴では、ろうあ協会のメンバーや通訳のメンバーが毎回傍聴にきており、非常に関心が高かったと思う。そして4回の専門部会の中で事務局がとりまとめた資料、とりまとめたいただくのは本当に大変なことで感謝するが、専門部会の議事録が見つからなかったのもまだわからないが、私が聞いた話では、知っている・あるいは知らない、という情報の差が人によって違うのではないかと。知らない方は、事務局の話を書き「ああ、そうなんだ」と理解されているのではないかと思う。当事者としては、そのあたりが非常に怖いと思っている。施策推進協議会でも議論の時の状況が、以前に議論されていたときと今とでは大きく変わっている。なぜ大きく変わってしまったのか説明させていただく。先ほど話があったように、手話言語条例というものが全国で制定されている。今非常に増えてきており、498の自治体で手話言語条例が制定されている。今検討中の県も2つ3つあると聞いている。今後さらに増えていくだろうと思っている。滋賀の場合は、一体型という考え方をされているが、一体型の条例は増えていない。一体型の条例がなぜ増えないのか。これは根本的な問題があると思っている。根本的な問題は、手話というのは言語であるということである。言語とコミュニケーションはそもそも違うということであって、それを一緒にするのは無理がある。専門部会の議論もその方向性の違いからなかなかまとまらなかったのではないかと思う。私からは修正案を提案したい。先ほど、委員からも報告があったが、条例の名称について、非常に分かりにくく、誤解を招くという懸念もある。2番に書いてあるが、逐条資料に載っている令和3年度の滋賀県障害者施策推進協議会の結論に対して再考を求めたいと思っている。どういう再考を求めているかと言うと、次のページに移るが、私が専門部会を傍聴して感じたことがある。御本人の発言した内容、ここに書いてあるものと同じだと思うが、もしかしたら一部違うかもしれない。資料のアンダーラインのところを見たい。視覚障害の方には、アンダーラインを通訳者から読ませていただく。

○資料該当箇所読み上げ

私は、専門部会の議論を聞かせていただいたが「その通りだ」と思った。そのうえで、私が提案したい1点目は、「否か」という文言。これは絶対に省くべきだと思う。なぜかと言いますと、「否か」というのは非常に怖い表現だと思っている。私たち当事者の言葉としては、「否か」というのは、「否」というものも選択肢に入っているということである。今まで「必要か否か」という言葉が使われている。ビジネスの世界では特によく使われていると思うが、福祉の世界ではあまり使われていない。もし10年後、流れが変わって

いった場合に、判断の一つとしてその「否か」ということで削除されてしまうかもしれないという不安がどうしてもつきまとう。専門部会での意見もそのようなものであったかと思う。したがって「否か」という文言を絶対に省いていただきたいということ。次に事務局案の条例の名称に異議がある。「手話をはじめとする」という言葉があるが、どう考えても違和感がある。「手話をはじめとする」という言葉にこだわる必要があるのか。事務局からの回答を求めているわけではない。ろうあ協会10人に聞いても、10人皆が「手話言語をはじめとする」という言葉は要らないんじゃないかという回答である。それでも事務局がその名称にこだわらなければいけない理由が分からない。名称に関する案が二つある。「滋賀県障害者の障害特性に応じた意思疎通手段の選択および情報取得の保障を促進する条例」。二つ目の案「滋賀県障害者の障害特性に応じた言語(手話を含む)や、その他の意思疎通手段の選択および情報取得の保障を促進する条例」。二つ目の案は、障害者の権利条約の第二条から文言をとってきています。案1、案2どちらかと言うと、私は案2の方がよいのではないかと考えている。この二つの名称案は、実は私の知っている方、加藤三保子先生から出していただきました。国立大学法人豊橋技術科学大学特任教授で、専門は英語、社会言語学、手話言語学の先生でいらっしゃる加藤先生にご相談させていただいて、専門部会の資料全てお渡しした。加藤先生が初めから最後まで十分にお読みいただいて、いまの事務局の案は「やはりおかしいのではないか。そのまま滋賀でこの名称で決まってしまうたら滋賀の恥になるのではないかと」はっきりおっしゃった。やはり名称には問題があるのではないかと。加藤先生のような学識経験者の方の多くが、事務局の名称案に違和感がある。3人の方にお聞きしたが、3名の方が「おかしいのではないかと。違和感がある」とおっしゃっていたと聞いている。3名とも、滋賀県のホームページを最初から確認されている。やはり全国から注目が集まっていると思う。滋賀県では議論を長く続けているため、「なぜ滋賀はなかなか決まらないのか」ということで注目を集めているということだ。それから最後のところ、国の新しい動向について記載させていただいている。障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が昨年できた。法律の中では手話という言葉がどこにも載っていない。これは、手話言語法の制定のための道筋をつくるためである。付帯決議にも手話言語法の検討についてはっきりと明記されている。そのような動向をみなさん御存じか分からないが、わたしはあえてここに書かせていただいている。最近与野党レベルで手話言語法、あるいは手話に係る施策の推進に関する法律案の検討の段階に入っていると聞いている。いま法制局と協議中だと聞いているので、おそらく急速に進んでいくのではないかと思う。そうすると「否か」という言葉に矛盾がでてくるのではないかと思う。それから視覚障害者の団体でも2025年が点字を制定して200年になる。それを目途に点字の法案を検討されていると聞いている。点字法案は、韓国では、手話言語法・点字法、両方とも法律ができている。日本の視覚障害者団体は韓国のような点字法を考えておられるということだと思う。それから2025年デフリンピック、デフリンピックと

というのは、聴覚障害者のオリンピックと言われる聴覚障害者だけの祭典だが、それが東京で開催される。以上で私の説明を終わらせていただく。

(会長)

名称に関してのご意見と、附則のところの書き方あるいはその意味がずれているのではないかと、ということと、それを象徴するような最近の情勢、国の認識についてのご意見があったかと思う。他に御意見等はあるか。

(委員)

今委員から説明をしていただいた。名称については、専門部会の委員も「手話をはじめとする」という文言について、外した方がいいという意見もあればこのままでよいという意見もあった。半分以上はこのままでよいという御意見だったが、外した方がいいという委員さんの意見もあった。4名ほどいらっしゃいました。これは、こちらの方で条例名というのを示す意見として、「省いた方がいいという意見もありました」ということでご報告させていただいた。もう一つ、参考資料の逐条解説の20ページの一番下の附則の第二項について、「手話言語条例を制定するか否かを含め」という、「否か」というこの文言について、専門部会でも終わりの方にこの「否か」という文言についてのご意見を言うてくださる委員がいた。「否か」というところ、やはりそこを訂正した方がいいのではないかと、「否か」は、不安になるのではないかとのご意見があったことは事実である。それと、もう一つ、国の方の施策も年々変わってくる。条例を検討する年数がもう5年以上になっており、国の方も止まっているわけではない。この条例の検討に関しても長い時間を要する中で、国も変わってきた。その意味でもこの条例については一度施行してそれから3年経ってからの見直しや検討をする。まずは施行してほしいという訴えをされる委員も確かにいた。長くなればなるほどまた溝が深くなっていくのではないかと、という思いで、今回はこのままで進めていきたいなという思いでいっぱいである。

(会長)

他に意見はあるか。新しい委員さんも多いので、まだ理解が追いついていないかもしれませんが、その辺りも含めていかがか。

(委員)

手話が入っている条例は、確かに違和感を覚えるかと思う。あらゆる障害の中に手話が入っているので、それだけが突出したものとして書かれているのが県民からしたら違和感を覚えるのではないかと思う。「手話をはじめとする」というのは、私としては書かない方がいいのではないかと思う。平成 28 年に出された署名から条例の検討が始まって、こんな言い方は失礼かもしれないが、県として忬度して、これを入れておいた方が

いいのではないかという考えが働いているのではないかと感じている。

(委員)

条例名称について確認をしたいが、委員からの最後の方の報告で引き延ばしてしまっているかも知れないが、発達障害を代表している立場としては、「早く作ってほしい」というのが一番である。そうなったときに、いま条例名称案が3つあるとして、事務局案、もともと専門部会でもまれてきた事務局案と、修正案1、修正案2の3つがあると思うが、これを変えることによってスピード感が変わってくるのかというところが、結構大きな判断材料になると思う。正直、案1であれば、これはおそらく普通に読んだら手話言語を完全に切り離すという見方になると思うので、これまでの議論をひっくり返してスピード感が遅れるんじゃないかという気がしている。案2に関しては、むしろこれは一体型じゃないかと思うので、それであればそんなに変わらないかという気がしているが、その辺りはどうか。発達障害としては、手話についてはない方が分かりやすいけれども、スピード感を考えるとあってもよいという立場なので、条例の名称で今後の進め方や議論の積み上げが変わってくるかというところを確認したい。

(事務局)

純粹に進捗のことだけについてお話すると、条例の名称を変更することによって遅れが生じることは間違いないかと思う。条例の名称については、第一条の目的のところ、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例と書いているが、この意思疎通等の促進に関する「等」とは何を指すのかを、目的の中で詳しく書いていて、第1条を見ていただくと、意思疎通ならびに情報の取得および利用、ということで、逐条解説の4ページのところになるが、条例の名称の「等」の説明を目的の中でさせていただいている部分がある。こういった形で、条例の名称については各条項の中でたびたび出てくるため、条例の名称を変えることで各条項の見直しをする必要があり、その分時間を要することになるかと思う。

(委員)

委員の御意見は非常に参考になるし、私も同意するところは多々あるが、一番優先したいのはスピード感だと我々は考えていますので、私としては、今の事務局が述べられた前提に立つのであれば条例名の変更は必要ないのではないかと思う。これまでの議論にはとても長い期間がかかっている、私も小委員会の委員として出席させていただいていたが、これまでの長い議論は必要なかったとか意味がなかったとかいうことは全くなかったと思うので、これまで話されてきたことの積み上げを尊重するという意味で、条例の名称はこのままでいいのではないかと思う。

(委員)

私も以前からこの協議会の中で条例の議論には参加させていただいていた。この条例の趣旨は、逐条解説にもあるように、共生社会づくり条例の趣旨である障害の社会モデルというところから始まっている。社会モデルは、社会の側が変わっていくということからすると、条例の名称については、手話をはじめとするは除いてだが、意思疎通等の促進に関する条例のままでいいと思います。委員が提案されているものは、「保障を促進する」となっており目的が異なる。それはそれで大事なことであるが、今回は「促進に関する条例」でよいと思う。そして、「手話をはじめとする」が入った経過を私がこれまで参加させてもらった中でお聞きしているのは、手話言語を文化として守ってこられた、そしてそれをこれからも作っていく、広めていくというその手話の大事さを一体型の中でも消さないために、手話をはじめとするという言葉があえて入れられたと認識している。そういう意味から考えると、今のままでいいのではないかと思う。そして最後に、手話言語条例のことについては、今回滋賀で作ろうとしている条例の延長や分岐というよりは、手話言語条例自体が独立した大切な条例であるというふうに思いますので、そのことへの標記の仕方は、「否か」とかあまり軽々しく言わない方がいいのではないかと思う。

(委員)

委員にお聞きしたいが、3年後の見直しに「否か」とついていることによって、「否か」を外せば3年後手話言語条例を作りたいということか。

(委員)

否かを省く目的は、手話言語条例を制定するという方向を考えたいという意味であるり、それを説明させていただいた。それはみんなの願いは同じだと思う。ただ、先ほどお話ししたとおり、「否か」という言葉は非常に怖い言葉だという意味があってお話した。

(委員)

点字の制定のことまで200年ということまでおっしゃっていただいて感謝する。「否か」とついていることによって、私の協会の方も点字の条例も作っていただきたいと思うのと同じで、一緒に障害者団体としてやっていきたい。他の障害の方も発達障害とかいろいろな障害があり、これを一つ一つ作るのは大変だと思うので、障害者全体として作っていったらもっと早く、この条例を通していただいたら作れるんじゃないかと思うがどうか。

(会長)

今その話まで行っていないので、御意見として伺っておくということによろしいか。

(委員)

はい。

(委員)

今の委員の意見は、私に対しておっしゃったものか。

(委員)

全体としてお願いしたいと思っている。意見として言うておく。

(会長)

他の委員はどうか。あまり意見がないということは、どちらでもよいということか、先ほど出た手話をはじめとするというのをどう考えたらいいかわからないということか、どうだろうか。それとも、条例名を変えるとスピード感というか時期がずれてくるということで、条例の制定が先送りになることを懸念されている方も多いか。

(委員)

もう議論というのはたくさんしてきたので、この場で進むか、また最初からやり直すのか、そこのところをやっぱりスピーディなところも必要だと思っており、また議論しましょうというようなことは、私はもういらないのではないかと思う。

(委員)

今まで議論を積み重ねてきた「手話をはじめとする」という文言は、どうしても入れなければならないのか。その意図が正直私にはわからない。省いた方がすっきりするのではないかと思う。逐条解説に載っていれば十分ではないか。「手話をはじめとする」とすると、県民から見てもわかりにくいものになるのではないかと、手話をはじめとするという受け止め方がまちまちなものになっていくんでないかなと思う。逐条解説はホームページを見ればわかることだが、県民の方々はあまりしっかりとはお読みにならないと思うので、名称に手話言語という言葉が入っていれば、手話言語条例はいらないというような話につながっていきかねない。例がある。似たような名称が他の県でもあり、議会での議論の結果、県民の受け止めがまちまちなものではないかという意見のもとに手話言語の文言が省かれたという流れもあるので、それを考えるとこのままではやはり私としては納得できないということになる。ろうあ協会のみならず同じことを考えている。そういった意見である。修正案の2の「言語(手話を含む)」という形で落としてはどうか。

(会長)

これは今出た意見を含めて一旦事務局で引き取って検討いただくという形によろしいか。それでは、先ほどあったように議論もしつくしてきて、条例の中身あるいは意味というのも一致はしているんだけど、なんか少しボタンが掛け違えているというところの話をずっとしているような気もするので、そういう意味では少しこのあたりで、最終的にきちんと結論を見たいというふうに思っているの、事務局の方で少し精査をいただいてまとめていただきたいと思う。まとまったものは何かお知らせいただけるか。

(事務局)

資料2-1でご報告させていただいている資料が、専門部会でとりまとめをさせていただいた意見となっているので、施策推進協議会での御議論も踏まえて、改めて資料2-1を更新するような形で整理をし、委員のみなさんに御確認いただこうかと思う。

(会長)

では2番目の議題の方は終わっていきたいと思うがよろしいか。

(委員)

会長から事務局の方に委ねますということで話があったが、本来ならばこの場で意見をまとめて会長から案としてこちらの方に出していただきたいという思いがあるが、いかがか。

(会長)

次回の推進協議会はいつごろの予定か。

(事務局)

9月の中旬ごろである。

(会長)

9月の中旬のときに提案するという形では遅いか。

(事務局)

9月13日の常任委員会に提案することを予定しているが、もう一度協議いただくということであれば、それには間に合わないため、改めてスケジュールとしては考えさせていただきたい。

(会長)

もう一度最終的な確認をする場を推進協議会のところ共有した方がよろしいか。

それでは、みなさんの御意見を踏まえて事務局と会長一任でよろしいか。事務局案そのものというよりは、いくつか修正案も出たので、なおかつその中身も含めて、少なくとも当事者の方や当事者の団体からの御意見でもあり、それを簡単に無視して事務局案を通すということは、基本的にはあり得ることではないと私は思うので、やはり当事者の声を大事にしながらかめていくという姿勢を貫いていきたいと思うので、一応形としては会長と事務局の方に一任させていただいて条例名等を決定し、その後皆様に共有させていただきたい。以上でよろしいか。

(事務局)

今、委員長の方から事務局案とおっしゃっていただいたが、専門部会の中で決めて上げてきた専門部会案であると事務局としては考えており、部会案に同意をいただいている委員もたくさんいらっしゃる。委員の御意見も尊重させていただくが、他の委員のみなさんの御意見も尊重させていただくということでご理解をいただきたい。

(会長)

僕は委員というより、障害の当事者の御意見はきちんと大切に扱うべきだと思うので、無下に扱っているというわけではないが、当事者の方の御意見がいずれもそういう主張が一貫してあるので、そこは無視はできないことでもあるので、最終的にそこをどうしていくのかというのを調整させていただいて、決めていきたいと思う。

議題3 その他（滋賀県障害者文化芸術活動推進計画）

(会長)

最後に議題の3その他について説明願う。

(事務局)

○資料3-1および3-2に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問はあるか。はい、特にないということで、予定していた議題については終了となるが、何か言い残したことなどあるか。

(委員)

先ほど障害者プラン2021の進捗状況について委員からもおっしゃったが、育成会が

疑似体験を県の方の委託を受けて実施している。おかげさまで当初 20 か所ぐらいかと思っていたが、マスコミの取材等もありすごく反響があって、本当にこのままでは 30 か所以上になるというような状況である。見えていない障害についての関心というのは、私たちが思っているよりもっとみなさんが関心を持たれているので、こういう疑似体験をもっともっと地道な活動にはなるが、育成会ががんばってまいりますので、よろしく願います。

(会長)

他に何かあるか。なければ本日の会議はここで終了とし、進行を事務局にお返りする。

(事務局)

委員のみなさまには長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。いただいた御意見につきましては、今後の施策につなげていきたい。